

○世羅町立学校施設使用条例施行規則

平成16年10月1日教育委員会規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、世羅町立学校施設使用条例（平成16年世羅町条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校施設の開放)

第2条 世羅町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育に支障のない範囲において、条例第2条の規定により施設を開放するものとする。

2 施設を開放する日及び時間は、次の各号に掲げる時間内とする。

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日及び学校休業日 8時から22時まで

(2) 前号以外の日 18時から22時まで

(3) 世羅中学校第2グラウンド 平日8時から14時まで

(4) プールは、夏季休業中13時から17時まで

(使用者の範囲)

第3条 開放する施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、町内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成され、かつ、成人の監督者を含む団体でなければならない。

2 その他特に許可を受けた者

(使用手続)

第4条 使用者は、使用の日の3日前までに、世羅町立学校施設使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、世羅町立学校施設使用許可書（様式第2号）を使用者に交付する。

3 使用者は、条例第6条に規定する使用料を前納し、その領収証を学校施設を使用する際に許可書とともに提示しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により、教育委員会が必要と認め使用料を減免するために認定することができる範囲の規準は、次に掲げる場合とする。

- (1) 町の施策の普及宣伝、その他公共目的のため、講演会、研修会等のように供する場合
- (2) 公共事業の用に供する場合
- (3) 災害その他の緊急やむ得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合
- (4) その他特に必要があると認めたとき。

(使用中止の届出)

第6条 開放する施設の使用許可を受けた者が、使用開始前に使用を取りやめようとするときは、世羅町立学校施設使用中止届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。